

## 入札制度に対する質問回答表

番号	質問日	質 問	回 答
1	2/26	<p>特例監理技術者にした場合、10 km圏内、60分以内の移動可能とした場合それぞれの工事に監理技術者補佐をおけば可能だとおもわれるが現場代理人においては規定がないため、兼任は可能と理解してよいか</p>	<p>・現場代理人が、現場代理人と主任技術者を兼務し専任を要する工事の場合、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10 km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、原則3件まで他工事の現場代理人を兼任することができます。（監理技術者には適用しません。）</p> <p>・現場代理人が、現場代理人と監理技術者を兼務し専任を要する工事の場合、他工事の現場代理人を兼任することはできませんが、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）として、当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できるとしていますので、他工事の現場代理人の兼務は2現場まで可能です。</p>